

2025.6.13 (金)

EIPS 事務局

EIPS からの情報提供 Vol.109

2025 年 6 月 11 日、内閣府の税制調査会は、「第 3 回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」を開催。

会合のテーマの一つとして、「国境を越えた EC 取引の課税関係と適正な課税に向けた課題」が検討され、その関係資料が公開されておりますので、以下のとおり情報提供させていただきます。

なお、本年 5 月 19 日付け EIPS 情報提供 Vol.108 において、関連する情報として「少額貨物に関する税関を取り巻く状況」と「消費税に係る少額免税制度(注)の見直しに向けての動き」を提供させて頂いておりますので、併せてご確認願います。

(注) 課税価格の合計額が 1 万円以下の少額輸入貨物について、関税及び消費税を免除（酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない）。ただし、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。

【情報提供の内容】詳細は、以下の URL を確認ください。

[第 3 回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 資料 1](#)

1. 国境を越えた EC 取引の課税関係と適正な課税に向けた課題
2. 少額輸入貨物の課税フロー（EU と豪州の違い）
3. 国境を越えた EC 取引の拡大
4. EU におけるプラットフォームを介した物販の付加価値税の課税方法（未定稿）
5. 少額輸入貨物に対する免税制度に係る OECD における議論
6. 少額輸入貨物の免税制度について（未定稿）
7. 少額貨物に対する諸外国の課税状況
8. 少額輸入貨物に係る付加価値税等の課税方法（EU・豪州）（未定稿）
9. EU方式と豪州方式とのメリットと課題
10. 事業者団体、関係事業者から寄せられた意見

以上